

令和4年9月5日

学生・保護者 各位

弓削商船高等専門学校
学生課学生支援係

令和4年度日本学生支援機構給付型奨学生【在学採用】（二次採用）
の募集について

標記のことについて、下記のとおり募集しますので、希望者は9月30日（金）までに別途の「A様式1」を学生支援係までご提出ください。その際申込書類をお渡ししますので申請手続きをお願いします。（※希望される方は郵送します、学生支援係までお電話願います。）

申請手続きの期限

※書類の提出期限：10月21日（金）、スカラネット入力期限：10月14日（金）

日本学生支援機構の給付奨学金は、高等教育の修学支援新制度による支援のひとつとして、授業料等減免と併せて、学生等のみなさんを支援するものです。給付奨学金に採用されることで授業料の一部または全額が免除され、さらに定額の給付も受けることが出来ます。（ただし、下記の収入基準を満たす必要があります。日本学生支援機構 HP のシミュレーションをご活用ください。）

記

1. 申込資格 令和4年度本科4・5年生及び専攻科1・2年生

（本科4・5年及び専攻科1・2年次に、休学理由以外で留年したことがある学生は除く。）

《収入基準》

第Ⅰ区分：学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

第Ⅱ区分：学生本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

第Ⅲ区分：学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1）ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2）支給額算定基準額★1＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）★2（100円未満切り捨て）

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額＋調整額）に3/4を乗じた額となります。

《学力基準》

【本科4年生】

- (1) 又は(2)のいずれかに該当する必要があります。
- (1) 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること
- (2) (1)に該当しない場合、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする高等専門学校・大学等における学修意欲を有すること(※)

【本科5年生及び専攻科1・2年生】

- (1) 又は(2)のいずれかに該当する必要があります。
- (1) GPA（平均成績）等が在学する学科における上位1/2の範囲に属すること
- (2) (1)に該当しない場合、修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること(※)

(※) 学修意欲の確認は、レポートの提出等により行う予定です。

2. その他

- ①日本学生支援機構貸与型奨学金との併用は可能ですが、貸与金額が制限される場合があります。
- ②他の地方公共団体・奨学事業実施団体が実施する奨学金制度が、本奨学金との併用を認めていない場合がありますので、申請する際は必ず確認してください。
- ③日本学生支援機構のHPもご確認ください（シミュレーションもできます）。
- <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>
- ④その他詳細については、学生支援係（TEL 0897-77-4621）までお問い合わせください。

担 当：学生課学生支援係

〒794-2593

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000

T E L：0897-77-4621

F A X：0897-77-4693